
平成19年第1回(3月)南丹市議定例会会議録(第5日)

平成19年3月29日(木曜日)

議事日程(第5号)

平成19年3月29日 午前10時開議

- 日程第1 議案第41号 平成18年度南丹市日吉地区情報通信基盤整備事業伝送路等整備工事請負契約の変更訂正の件(提案理由説明～表決)
- 日程第2 議案第28号から議案第37号まで(委員長報告～表決)
- 日程第3 議案第5号から議案第27号まで、及び議案第38号から議案第51号まで(委員長報告～表決)
- 日程第4 議案第52号(提案理由説明～表決)
- 日程第5 議第1号から議第2号まで(提案理由説明～表決)
- 日程第6 閉会中の継続審査並びに調査申出について
人権擁護委員候補者の推薦について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第41号 平成18年度南丹市日吉地区情報通信基盤整備事業伝送路等整備工事請負契約の変更訂正の件 (市長提出)
- 日程第2 議案第28号 平成19年度南丹市一般会計予算 (市長提出)
議案第29号 平成19年度南丹市国民健康保険事業特別会計予算 (市長提出)
議案第30号 平成19年度南丹市老人保健事業特別会計予算 (市長提出)
議案第31号 平成19年度南丹市介護保険事業特別会計予算 (市長提出)
議案第32号 平成19年度南丹市市営バス運行事業特別会計予算 (市長提出)
議案第33号 平成19年度南丹市簡易水道事業特別会計予算 (市長提出)
議案第34号 平成19年度南丹市下水道事業特別会計予算 (市長提出)
議案第35号 平成19年度南丹市商品券事業特別会計予算 (市長提出)
議案第36号 平成19年度南丹市土地取得事業特別会計予算 (市長提出)
議案第37号 平成19年度京都府南丹市京都府上水道事業会計予算 (市長提出)
- 日程第3 議案第5号 南丹市監査委員条例の一部改正について (市長提出)
議案第6号 南丹市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について (市長提出)

- 議案第 7 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について (市長提出)
- 議案第 8 号 南丹市参与設置条例の一部改正について (市長提出)
- 議案第 9 号 南丹市特別職員の給与に関する条例の一部改正について (市長提出)
- 議案第 10 号 南丹市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について (市長提出)
- 議案第 11 号 南丹市職員の給与に関する条例の一部改正について (市長提出)
- 議案第 12 号 南丹市立幼稚園設置条例の一部改正について (市長提出)
- 議案第 13 号 南丹市立幼稚園預かり保育条例の一部改正について (市長提出)
- 議案第 14 号 南丹市社会体育施設条例の一部改正について (市長提出)
- 議案第 15 号 南丹市立保育所条例の一部改正について (市長提出)
- 議案第 16 号 南丹市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について (市長提出)
- 議案第 17 号 南丹市国民健康保険条例の一部改正について (市長提出)
- 議案第 18 号 南丹市国民健康保険医療費支払資金貸付基金設置条例の制定について (市長提出)
- 議案第 19 号 南丹市美しいまちづくり条例の一部改正について (市長提出)
- 議案第 20 号 南丹市都市公園条例の一部改正について (市長提出)
- 議案第 21 号 字の区域及び名称の変更について (市長提出)
- 議案第 22 号 南丹市道路線の認定について (市長提出)
- 議案第 23 号 南丹市の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約の制定について (市長提出)
- 議案第 24 号 京都府後期高齢者医療広域連合を設ける普通地方公共団体の数の減少及びこれに伴う京都府後期高齢者医療広域連合規約の変更について (市長提出)
- 議案第 25 号 亀岡市及び南丹市財産区組合規約の変更について (市長提出)
- 議案第 26 号 京都中部広域消防組合規約の変更について (市長提出)
- 議案第 27 号 船井郡衛生管理組合規約の変更について (市長提出)
- 議案第 38 号 南丹市議会政務調査費の交付に関する条例の制定について (市長提出)
- 議案第 39 号 南丹市デジタル防災行政無線施設整備工事(その1)請負契

- 約について (市長提出)
- 議案第40号 平成18年度南丹市八木地区情報通信基盤整備事業 地域インターネット伝送路等整備工事請負契約の変更について (市長提出)
- 議案第41号 平成18年度南丹市日吉地区情報通信基盤整備事業 伝送路等整備工事請負契約の変更について (市長提出)
- 議案第42号 平成18年度南丹市日吉地区情報通信基盤整備事業 光ケーブル引込工事請負契約の変更について (市長提出)
- 議案第43号 平成18年度南丹市一般会計補正予算 (第5号) (市長提出)
- 議案第44号 平成18年度南丹市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第3号) (市長提出)
- 議案第45号 平成18年度南丹市老人保健事業特別会計補正予算 (第3号) (市長提出)
- 議案第46号 平成18年度南丹市介護保険事業特別会計補正予算 (第3号) (市長提出)
- 議案第47号 平成18年度南丹市市営バス運行事業特別会計補正予算 (第3号) (市長提出)
- 議案第48号 平成18年度南丹市簡易水道事業特別会計補正予算 (第4号) (市長提出)
- 議案第49号 平成18年度南丹市下水道事業特別会計補正予算 (第4号) (市長提出)
- 議案第50号 平成18年度南丹市土地取得事業特別会計補正予算 (第2号) (市長提出)
- 議案第51号 平成18年度京都府南丹市上水道事業会計補正予算 (第3号) (市長提出)
- 日程第4 議案第52号 教育委員会委員の任命について (市長提出)
- 日程第5 議第1号 南丹市議会会議規則の一部改正について (議員提出)
- 議第2号 南丹市議会委員会条例の一部改正について (議員提出)
- 日程第6 閉会中の継続審査並びに調査申出について
人権擁護委員候補者の推薦について

出席議員 (25名)

- | | | |
|------------|------------|------------|
| 1番 仲 絹 枝 | 2番 大 面 一 三 | 3番 高 野 美 好 |
| 4番 森 爲 次 | 5番 川 勝 眞 一 | 6番 末 武 徹 |
| 7番 橋 本 尊 文 | 8番 中 川 幸 朗 | 9番 小 中 昭 |

11番 川 勝 儀 昭	12番 藤 井 日出夫	13番 矢 野 康 弘
14番 森 嘉 三	15番 仲 村 学	16番 外 田 誠
17番 中 井 榮 樹	18番 西 村 則 夫	19番 井 尻 治
20番 村 田 憲 一	21番 松 尾 武 治	22番 八 木 眞
23番 谷 義 治	24番 吉 田 繁 治	25番 村 田 正 夫
26番 高 橋 芳 治		

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局 長	勝 山 秀 良	課 長 補 佐	森 雅 克
係 長	西 村 和 代	主 事	井 上 美由紀

説明のため出席した者の職氏名

市 長	佐々木 稔 納	助 役	仲 村 脩
助 役	岸 上 吉 治	教 育 長	牧 野 修
参 与	國 府 正 典	参 与	浅 野 敏 昭
参 与	中 島 三 夫	総 務 部 長	塩 貝 悟
福 祉 部 長	永 塚 則 昭	事 業 部 長	松 田 清 孝
福祉事務所長	永 口 茂 治	水道事業所長	井 上 修 男
教 育 次 長	東 野 裕 和	総務財政課長	伊 藤 泰 行
企画情報課長	小 寺 貞 明	監 理 課 長	井 上 秀 雄
税 務 課 長	橋 本 早百合	合 併 調 整 室 長	大 野 光 博
市 民 課 長	吉 田 進	健 康 課 長	大 内 早 苗
土木建築課長	川 勝 芳 憲	都 市 計 画 課 長	西 岡 克 己
農林商工課長	神 田 衛	上 水 道 課 長	寺 尾 吾 朗
下 水 道 課 長	栃 下 孝 夫	教 育 総 務 課 長	榎 本 泰 文
学校教育課長	勝 山 美 恵 子	社 会 教 育 課 長	波 部 敏 和
出 納 課 長	寺 尾 眞 知 子	農 業 委 員 会 事 務 局 長	川 辺 清 史
園部支所長職務代理者	山 内 明		
園部支所地域総務課長			

午前10時00分開議

○議長（高橋 芳治君） 皆さん、おはようございます。

ご参集、ご苦勞に存じます。

ただいまの出席議員は25名であります。

定足数に達しておりますので、これより3月定例会を再開して、本日の会議を開きます。

日程に入るに先立って、ご報告いたします。

今回新たに少子化対策特別委員会委員長に、仲村学議員が、同副委員長に、川勝儀昭議員が就任されましたので、報告いたします。両議員、ご苦勞ですがよろしくお願ひします。

以上で、報告終わります。

それでは、本日の日程に入ります。

本日の議事日程は予めお手元に配布したとおりであります。

日程第1 議案第41号 平成18年度南丹市日吉地区情報通信基盤整備事業伝送路等整備工事請負契約の変更訂正の件について

○議長（高橋 芳治君） 日程第1「議案第41号 平成18年度南丹市日吉地区情報通信基盤整備事業伝送路等整備工事請負契約の変更訂正の件」を議題といたします。

市長から訂正の理由を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） おはようございます。

それでは、ただいま上程いただきました議案第41号、平成18年度南丹市日吉地区情報通信基盤整備事業伝送路等整備工事請負契約の変更についての事件訂正請求書について、ご説明申し上げます。

本請求の内容につきましては、平成19年3月9日の定例会本会議に提案をいたしました議案第41号、南丹市日吉地区情報通信基盤整備事業伝送路等整備工事請負契約の変更についてにつきまして、第5の工期において、平成19年1月30日から平成19年3月26日までといたしておりましたが、議決のあった翌日から平成19年3月30日までの誤りでありましたので、南丹市議会会議規則第19条の規定に基づき、議案の訂正をお願いするものであります。

つきましては、事件訂正請求書の訂正内容につきまして、ご了解を賜りますよう、よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（高橋 芳治君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております、「議案第41号 平成18年度南丹市日吉地区情報通信基盤整備事業伝送路等整備工事請負契約の変更訂正の件」については、これを承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 芳治君） ご異議なしと認めます。

よって「議案第41号 平成18年度南丹市日吉地区情報通信基盤整備事業伝送路等整備工事請負契約の変更訂正の件」については、これを承認することに決しました。

ここで暫時休憩といたします。

なお、この間、総務常任委員会が全協室で開催されますので、委員諸侯はお集まり願います。

午前10時03分休憩

.....

午前10時41分再開

○議長（高橋 芳治君） 休憩をとり、休憩前に引き続き会議を続行します。

日程第2 議案第28号から議案第37号

○議長（高橋 芳治君） 日程第2「議案第28号から議案第37号」までを一括して議題といたします。

これより、予算特別委員長の報告を求めます。

村田予算特別委員長。

○予算特別委員長（村田 正夫君） 予算委員会に付託されました議案第28号から議案第37号まで、平成19年度一般会計予算をはじめ、八つの特別会計予算、1企業会計予算につきまして、審査の経過概要と結果を報告いたします。

平成19年度一般会計予算をはじめ、八つの特別会計予算、1企業会計予算は合併後初の本格的な予算であり、佐々木市政になって初めて編成された予算でもあります。国においては、地方交付税の4.4%の削減なり税源移譲と配分の見直しと合わせ、新型交付税の導入、がんばる地方応援プログラムの実施を明らかにしておるところでございます。所管を超えた予算配分の重点化・効率化を図り、歳入・歳出の一体改革を目指す方針は、地方にとって厳しさと不透明感を助長することになり、さらなる行財政改革の推進が求められます。それらにつきましては今回の予算において、1. 人件費の抑制、2. 後年度負担の軽減、3. 事務の効率化、4. 新たな行政課題への対応として、行財政改革プランの初年度の実施ともいえる四つの柱と、それぞれの予算配分により、やれるものからやる方向となっています。本予算は、合併効果を市民の満足に高める予算と位置づけ、一体感の醸成と均衡を図る、地域の特徴や課題に配慮した予算を目指しています。主な施策の概要は、1. 交流を加速させる情報通信基盤・交通基盤の整備、地域情報基盤整備事業、移動通信用鉄塔施設整備事業、山陰本線複線化整備事業補助金、道路新設改良事業、都市計画街路事業ほかであります。2番目として、次代を担う子どもたちが心豊かに育つ環境整備として、殿田小学校改築事業、みやま保育所改修事業、すこやか手当て支給事業、入学祝金支給事業等であります。3番目に、地域の核となる市街地の形成・住環境の整備として、本町土地区画整理事業、園部公園新設事業、内林公園新設事業、美山中核整備事業等であります。4番目といたしまして、健康で生き生き

と安心して暮らせる環境づくりとして、地域介護・福祉空間整備事業、耐震性貯水槽新設事業、八木プール改修事業、各種イベント等開催事業等でございます。五つ目といたしまして、高品質な産業により躍動する環境づくりとして、南丹地区農用地総合整備事業負担金、工場誘致事業奨励金、森林管理道開設事業、企業支援事業等であります。これを受けて、予算特別委員会は変化の激しい社会の中で、対応可能な市民サービスが提供できる施策の推進や、持続可能な財政運営の取り組み、一方、財源の十分な精査と適切な確保等を基本に審査に望みました。本委員会は3月9日に設置、同日委員会を開催し、三つの分科会を設け、3月16、19、20日と分科会審査に入り、終始積極的かつ慎重に審査を行いました。それぞれの施策の基本的な考え方や細部に渡り、担当部課長から説明を受け、活発な質疑や意見が交わされたところでありますが、最終的には3月23日、6人の会派代表により理事者へ総括質疑が行われました。その質問事項は以下のとおりであります。1. 19年度予算と財政について。特に提出できる長期見通しが無いとの市長の見解、及び財政構造、財政規模、財源確保と今後の見通し、事業の執行、補助金支出全般と農業公社への支出について。2. 情報通信基盤整備基金積立金について。3. 旧町からの継続事業とその完了見通しについて。4. 工場誘致奨励金について。5. 学力テストについて。6. 学校施設の改修について。7. 土地区画整理事業及び街路事業について。これらの七項目について、市長をはじめ助役、部課長の出席を求め、基本的な方針と取り組み、今後の見通し、さらにその対応等について質しました。それに対し市長から、財政事情は厳しいが、その健全化と効率化に努めつつ、市民のための行政推進を図る意思と国の補助金予算の前倒しへの対応などの説明がなされ、併せてそれぞれの項目に対する詳細な答弁がされたのを良としました。そののち各分科長より審査報告を受け討論に入り、反対・賛成討論ののち採決の結果は、議案第28号、議案第29号は賛成多数で、及び議案第30号から議案第37号までは全員の賛成で原案可決すべきものと決しました。なお、3日間の審査過程で各分科会で委員から出された意見や要望については、事業の執行段階において十分精査の上、適切に対応されるよう望むものであります。

あとになりましたが、委員各位には限られた厳しい審査日程の中、慎重な審査と円滑な委員会運営にご協力をいただき、本委員会の使命が達成できましたことに心から感謝し、厚く御礼を申し上げます。

以上、予算特別委員会の報告といたします。

○議長（高橋 芳治君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 芳治君） ないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

通告に基づき発言を許します。

3番、高野美好議員。

○議員（3番 高野 美好君） 議員の皆さん、おはようございます。

私は日本共産党・住民協働市会議員団を代表いたしまして、議案第28号、平成19年度南丹市一般会計予算について、反対の立場から討論を行わせていただきます。

本予算は、佐々木市長2年目、いよいよ本格的な南丹市づくりを進めるための予算として提案をされたことと思いますが、市民の生活を守り安定させるためには、市財政が安定をしていることが必要でございます。合併前に示されました新市建設計画の財政計画は、合併協議会で入念に審議され決定をされたものでございます。いわば新生南丹市の長期財政計画といえるものであり、その計画に沿った財政運営が求められていると考えます。本予算と財政計画とを比較をしてみますと、本予算の方が財政計画より18億8,200万円多くとなっております。投資的経費が8億4,000万円、特別会計等への繰出金が6億1,000万円多くしているのが、その主な原因と考えられます。そして不足する財源につきましては地方債の借り入れと、基金からの繰入金で賄っている予算でございます。財政が厳しいから合併しかない。合併をすれば財政は安定をする、合併をすれば基金は貯まる。それを財源に公共事業を進めると、住民に説明をされてきましたのに、基金は年を追うごとに減ってきております。当初予算後の財政調整基金残高は11億5,000万円、減債基金残高は6億5,000万円、その他目的基金残高は18億6,000万円、基金合計残高は36億6,000万円となり、合併前の平成16年度末残高84億2,000万円の4割に減少をしております。特に、財政調整基金と減債基金の合計は3割まで激減をしております。政府の三位一体改革により、地方交付税や国・府補助金は減る傾向にあり、税源移譲は思ったほど進まず、極めて危機的な財政状況となっております。地方交付税の合併算定替え措置は10年間であり、15年後には一本算定となります。平成18年度の普通交付税算出資料によりますと、一本算定になれば、12億9,000万円減額されることになっております。このような状況を勘案をすると、本予算案はあまりにも背伸びをしすぎた予算といわざるを得ません。身の丈に合った予算に組み替えるべきであります。個別の事業で言えば、工場誘致奨励金は地元住民を25人、率にしてたったの5%しか雇用していない企業に2億6,100万円もの奨励金を交付、5年間で10億円にも上る奨励措置は、住民感情から言っても許されるべきでないと考えます。企業誘致に反対するものではございませんが、減額措置を講じるべきであると考えます。また、園部町市街地の土地区画整理事業においても、あまりにも広い道路計画は見直すべきであります。その他、普通建設事業についても、その多くを地方債に頼っております。後年度負担を考えると、不要不急事業は削減すべきであると思っております。さらに、住民負担増となります住民税の定率減税の廃止や、生活保護世帯の母子加算の廃止など、国の悪政に追随をした予算となっております。今こそ生活弱者に対する手厚い予算に改めるべきであります。

以上、いくつかの点を指摘いたしまして、議案第28号、平成19年度南丹市一般会計予算についての反対討論といたします。

議員諸侯の賢明なるご判断により、ご賛同くださいますようお願いを申し上げます、討論を終わります。

○議長（高橋 芳治君） 続いて9番、小中昭議員。

○議員（9番 小中 昭君） 改めまして、おはようございます。

9番、南風会の小中昭でございます。

議案第28号、平成19年度南丹市一般会計予算に、賛成の立場で討論いたします。

厳しく長い経済不況の中、国では経済見通しは緩やかな回復を続けているとされていますが、まだまだ本市のような地方では本格的な景気回復は程遠いものがございます。さて、平成19年度南丹市一般会計予算は233億8,200万円と、亀岡市や綾部市など、近隣市と人口や面積などを考慮して比較してみても、大型予算であります。佐々木市長の通年では初めてとなる、しかも合併2年目の予算であり、合併効果を市民の満足に高める予算として、ふるさとに誇りと希望を持ち、安心して暮らせるぬくもりのあるまちを目指した予算といえます。厳しい財政状況下にあっては、市民のすべてが満足する予算を編成するのは不可能なことでありますが、新規事業を極力控えながらも、それぞれの地域課題や特徴、住民福祉に配慮した予算といえます。地域情報基盤整備事業、山陰本線複線化整備事業負担金、殿田小学校改築事業、本町土地区画整理事業、南丹地区農用地総合整備事業負担金など、大型のハード事業もあるなか、すこやか子育て医療給付費、出産祝金事業、すこやか手当支給制度など、次代を担う子どもたちへのソフト事業の継続、また農地・水・環境保全向上対策事業、農業法人等規模拡大支援事業補助金など新規のソフト事業、さらには市民ニーズに配慮した道路新設改良事業、移動通信用鉄塔施設整備事業、さらにまた、市民へのサービス向上を考慮して、郵便局に証明書発行を委託する特定事務委託事業などが予算計上されております。厳しい財政状況下、財源確保にも十分努力をいただいていることが伺えます。また合併後の市域の均衡ある発展と、それぞれの地域課題や特徴、住民福祉、さらには住民ニーズに配慮した評価すべき予算といえます。

厳しい財政状況下ではありますが、行政改革大綱を早期に具現化し、効率よい予算執行を願いますとともに、施政方針全般の実現に向け、まい進されますことを特に申し添えまして、私の平成19年度南丹市一般会計予算の賛成討論といたします。

○議長（高橋 芳治君） 続いて6番、末武徹議員。

○議員（6番 末武 徹君） 議席番号6番、末武でございます。

議長の許可を得ましたので、議案第28号、平成19年度南丹市一般会計予算について、賛成の立場で討論を行います。

平成19年度も引き続き財政事情が大変厳しいなか、市長をはじめ理事者や幹部職員 노력によりまして、情報基盤整備をはじめ携帯電話用の鉄塔施設の整備、及び山陰線

複線化整備等々、市の基盤整備や市の一体感の醸成を図ることに重点をおいた予算となっていることを評価するものでございます。また、新規事業の抑制と事業精査により、市民へのサービスを低下させないように配慮されていることにも、敬意を表するところでございます。平成19年度当初予算総額233億8,200万円の中身を見ますと、基金からの多額の繰入はあるものの、どうしてもこの2、3年の間に完成させなければならない大型継続事業があるわけでございまして、昨年度6月補正後の額と比べると、マイナス5.1%とやや圧縮をされておりまして、これは理事者等が十分な検討をされ、ご苦勞をいただいた表れだと考えますし、合併し新しい生活を始めて2年目ということで、新生活には何かと費用がかさむものでございます。市の将来を見据えて妥当な予算だと考えます。今後は手掛けております大型継続事業が、効率よくスムーズに進捗するよう、一層の努力をお願いしたいと考えます。また、すこやか手当支給、すこやか子育て医療費助成、出産祝金、入学祝金、及び放課後児童クラブ設置等、手厚い子育て支援策を継続し、子育てのしやすい南丹市を目指す姿勢を堅持されていること、農業関係者が大変苦慮しております鳥獣被害対策にも、昨年度比20%増の予算計上がなされていることに対して評価するものでございます。併せて住民生活を安心・安全なものにしていく視点から、防災行政無線整備事業を推進されることに対しても大きく評価をするところでございます。各種イベント関係や文化・スポーツ活動に対しては、大幅に補助金が削減された部分もありますが、全体には細やかな配慮がなされております。今後、市域全体の交流を促進する上から、各種イベントに対し配慮いただきたいと考えますし、補助金が大幅に削減されたイベントに対しましては関係者と十分に調整され、善処されることを望んでおきます。

最後に申し添えたいことは、大型建設事業におきましては設計・計画段階で、しっかりと現場の地形なり、状況等を把握され、ゆとりをもって工事期間を設定するなど、着工前に十分な検討を加えられ、事業にかかってから工事部分の増加による契約額の変更とか、あるいは工期期間の変更等がないよう努力されるよう要望しておきます。また、税源の移譲により、市税収入が増加をしております。税の徴収事務については大変ご苦勞があらうかと思いますが、滞納が限りなくゼロになるよう努力をいただくことを要望し、賛成討論といたします。

○議長（高橋 芳治君） 続いて1番、仲絹枝議員。

○議員（1番 仲 絹枝君） 皆さん、おはようございます。

私は日本共産党・住民協働市会議員団を代表いたしまして、議案第29号、南丹市国民健康保険事業特別会計予算に対して、反対の立場で討論させていただきます。

最近、多くのマスコミが安倍政権の下で庶民いじめといわれる健康保険証取り上げの実態を報じております。厚生省によりますと、06年6月時点で35万1,270世帯に資格証明書の交付を、また、その予備軍といわれる短期被保険者証の交付は122万4,849世帯としております。しかも国保料滞納世帯は481万世帯にも及んでいる

ということでございます。京都府内の状況を見ても、滞納が9万余世帯、短期被保険者証交付が2万6,000世帯となっているということです。南丹市の場合は、滞納世帯は760余世帯であり、7,500世帯の国保加入世帯1割以上となっております。また短期被保険者証は146世帯に交付されているということで、いずれは資格証明書交付になるのではないかと大変心配しております。私たち日本共産党・住民協働市会議員団は、合併当初の18年度の南丹市国民健康保険事業特別会計予算に対しまして、税率や金額を専決処分したことに問題ありと指摘いたしまして、4町とも所得割が上がり、負担増になるという観点から反対してまいりました。本来、いつでも、どこでも、だれでも医療を受けられるという、国民皆保険制度の下では、支払い可能な保険税でなければならないと思います。また、減免措置などに対してはすでに実施されていると思いますが、住民の皆さんに今後も丁寧な対応をしていただくことを求めます。お隣の亀岡市が90世帯以上、京丹波町が50世帯以上に対して、資格証明書を交付しているというなかで、現在、この南丹市は資格証明書の交付はせずに、短期被保険者証の交付で対応し、保険税の徴収に努力されていることには、本当に敬意を表したいと思えます。しかし、全国的に見ても、受診遅れや受診抑制により、病気が重症化し死亡したケースが出てきているとも報じられております。私の周りの高齢者の方からは、最近、受診を控えている人がいるようで、病院の患者さんが減ったような気がするといった話もお聞きしております。中には病気になったら早く死にたいとおっしゃる方も出てきております。お金の切れ目が命の切れ目にならないよう、住民負担の軽減をするのが自治体の役割や責任ではないでしょうか。住民の命と健康を守るために、保険税の引き下げが必要と考えます。

以上、申し述べまして平成18年度同様の税率を基にして提案されました、議案第29号、南丹市国民健康保険事業特別会計予算に対する反対討論といたします。

議員の皆さんの、賢明なご判断をお願い申し上げます。

○議長（高橋 芳治君） ほかに、討論ございませんか。

24番、吉田議員。

○議員（24番 吉田 繁治君） 議席番号24番、丹政クラブの吉田でございます。

議長の特別の許可をいただきましたので、私は議案第29号につきまして、賛成の立場で討論をいたします。

本議案、すなわち平成19年度南丹市国民健康保険事業特別会計予算案は、歳入歳出それぞれ36億5,210万円とされるものであります。申すまでもなく、南丹市の国保加入世帯7499世帯、加入人口1万4,657人の暮らしの中での健康と命を守る最重要な会計予算の一つであると存じます。本会計の特色としまして、高額医療費をはじめ、インフルエンザの流行などをはじめとしまして、年度内における確実・的確な年間の医療費の動向が把握できないという難しい会計であり、したがって、予算の編成も難しい面があると推察をいたしております。医療技術の向上や食の質の向上、環境

衛生面の充実などにより、平均寿命は延びておりますが、やはり一旦病気になったときには医療費も高額になり、国保会計からの医療給付費の恩恵は誠に大なるものであります。健康と命を守るためには欠かすことのできない重要な特別会計であります。本年度の36億5,210万円の予算編成は適正であると存じます。加入者の普段の健康に対する留意はもちろんのこと、早期発見・早期治療の普及により、健康を守る施策の一層の推進の中、医療給付費の効率化に努められることは当然であります。なお、これに対する今後の的確な対応を求めておきたいと存じますと同時に、加入者公平の原則からも保険料の未払いの解消や滞納額に対する的確な対応をされることを申し述べまして、誠に簡単で釈迦に説法的な討論になりましたけれども、私の賛成の討論といたします。

議員各位のご同意を、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 芳治君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 芳治君） ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより順次採決いたします。

まず、議案第28号、議案第29号を一括して起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案、委員長報告のとおり決することに、賛成者の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（高橋 芳治君） 起立多数であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号から議案第37号までの、平成19年度予算8件を一括して起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案委員長報告のとおり決することに、賛成者の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（高橋 芳治君） 起立全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第5号から議案第27号まで、及び議案第38号から議案第51号まで

○議長（高橋 芳治君） 次に、日程第3「議案第5号から議案第27号まで、及び議案第38号から議案第51号まで」を、一括して議題といたします。

これより各委員長報告を求めます。

谷総務常任委員長。

○総務常任委員長（谷 義治君） 3月1日から始まりました定例会も本日を最終日として、今日まで議員各位にはそれぞれの分野で慎重審議を重ねてこられたわけでござい

すけども、特に、総務常任委員会におきましても付託されました議案につきまして、慎重審議を行ってきたところでございます。20件付託を受けました。そのなかで特にご報告を申し上げなければならない点がいくつかございますので、少々お時間をいただきまして、報告を申し上げたいと思います。なお、結論を申し上げておきますと、付託20議案はすべて可決いうことで決定をいたしております。

まず、議案の第12号と13号、併せまして議案第6号、この3議案に関わりまして、まず申し上げたいのは、これは園部幼稚園摩気分園と西本梅分園が、今日まで休園してまいっておったわけでございますけども、新年度をもちまして廃園にするとういうための関係条例一部改正でございます。特に、議案第12号は平成16年の2月の就学前教育審議会の答申を受けて、そのことを基本にして、いろいろと今日まで歩んでこられたわけでございます。そしてまた校舎等も、一定、老朽化しておる分園もあるわけでございますし、大きなことは児童数の推移を見ながら今日まで検討なり、見守りをされてきたわけでございますけども、今日の状況ではこの地域におきましても少子化が進んでおりますし、さらには保育所への入所者も増えてきておる、こういうことがございまして、地域の方々とも十分連携、相談の上、一定の了解が得られたということで、廃園にしていくとういうものでございます。なお、またこの跡地につきましては、一定、地域の方で活用がしたいとういう要望も出ておると、こういうことでございますので、今回活用面等も考え合わせ、そしてまた児童の状況、そういうようなものを勘案されて提案にいたったものでございます。これについては相当、意見等も出てまいったわけでございますが、最終的には討論を行って採決をいたしました。反対の討論を聞いておりますと、もう少しこのまま休園で続けておってもいいんじゃないかとういうようなこと、すなわち廃園が時期尚早ではないかと、その辺を理由にして反対とういうことでございましたし、一方、賛成の討論の方におきましては、やはり地元の意向等を十分聴取されて、今日こういう形で提案されておるということは、了解できるとういう立場でございました。採決の結果は、賛成多数で可決とういうことになったわけでございます。併せまして、これに関連をいたしておりますのが議案第13号、さらには議案の第6号が、この部分について関わっておりますので、反対の立場をとられましたところにつきましては反対と、賛成の立場をとられましたところについては賛成と、こういうことで、いずれもこれは多数で可決をいたしておりますことを申し添えたいと思います。

次に、議案第7号の地方自治法の改正に伴いまして、副市長の職務が大きく変更した、助役が廃止されて、副市長に変わっていくとういうこの問題でございます。

この点につきましては、3月1日に提案され、ただちに議員懇談会を開催されまして、市長から直接考えをお聞きしたところでございますし、議員各位におかれましてはご理解を得ておるものと存じますけども、総務常任委員会におきましても、やはりこの問題について、制度上の問題、あるいはそれに伴ってどうやっていこうかと、この辺をいろいろと意見を出し合い、また分からない点は質し、いろいろと議論を重ねたわけござ

いますけども、一つにはこの自治法の改正は助役が副市長という、そういう名称に変わるのと併せまして、長の命を受けて政策や企画等の業務に司るということが新たに出てまいったという点、それからもう一つは市長の権限を副市長に委任をしていくと、こういう2点があるかと思えます。1点目の方は特段疑義の生じないところでございますけども、市長の権限を副市長に委任していくという、この問題でございます。何を委任するのかとこういうことになるわけでございますけども、また委任をする場合には、事務に対しての告示が必要となっております。現在のところは検討中と、こういうことでございますけども、この権限ちゅうのは非常に重要な問題を持っておりまして、権限を与えますと、市長はその権限はもう外れていくというようなことになるわけでございます。よほど慎重に取り扱っていただく必要があるのではないかと、こういう意見が出たところでございます。そういう点で、時間をかけて検討したいということを理解いたしたところでございまして、今後、組織運営がうまく機能していきますよう、この権限付与の問題については検討を重ね、そしてまた法がそういったものを求めておるわけですから、何もしないということもまた一方では矛盾が生じてまいりますので、その辺も勘案して十分な検討ののち何を与えるか、このことを明確にさせていただく必要がある、こういうような議論でございました。この点を申し上げて、この件につきましては全議員の賛成可決とこういうことになっております。

それから、さらに申し上げたい議案は、今日、事件訂正請求というような形になってまいりました41号議案についてでございます。

南丹市全域に情報通信の基盤を整備していこうということで、取り組みが行われてまいっておるわけでございますけども、今回の議案は請負工事の金額の変更と併せまして、工期の変更という二つの問題があるわけでございますが、これにつきまして工事の増額にかかわる工事が、果たして一日でできるのかどうかと、この辺の点、かなり疑義が生じまして、いろいろと質してまいったわけでございます。この点については、一定やれるという事柄が了解されたところでございますけども、工期の問題につきましては30日、1日の延長いたしました問題になるわけございまして、やはり年度内にちゃんと竣工検査も終えて、そして目指しておられる4月1日供用、こういう一定の路線からしますと、非常に窮屈な形になっております。そういう点で、非常にこの議案については問題があるという指摘が各委員からなされたところでございます。根本に返りまして、工期そのものが請負契約の議会承認を求めるときの必要絶対的な条件かどうかという、この辺も含めて議論を行ったところでございますが、自治法上では工期は絶対的条件にはなっておらないということも、判明いたしたところでございますけども、今日まで当市におきましては議会の議決を得るにあたって、一つの要件とされてきておるとこういう経過もあるわけでございますので、今後この点については十分に内部で検討を求めたところでございます。さらにもう一つはこういう形で事件訂正をお願いをするというか、議会の議決を求めていくという、この姿、これのことにつきまして委員会でも執

行する職員の資質、あるいはこの問題に対する認識、そこが議論になったところでございます。どうもこういう形のものが度々出てくるということは仕事をするものの基本的な姿勢として、言葉は悪いですが安易に仕事を進めておるのではないかと、慎重さが無いということで、いいますれば議会軽視にもつながってくる問題を持っておるわけでございます、そういう点で非常に憤慨をしての審議でございました。しかもそういうことが起こらないよう、12月の時点でも注意を喚起してきたにもかかわらず、こういうことになっておるということでございまして、十分注意をするという返答をいただいております、その返答すらが、信用できないような状態になったということでございまして、今後、ご指摘の生じた理事者の皆さん、再度こういう問題を起さないという決意で、今後、仕事を取り組んでいただく必要があると思っております。したがって、総務常任委員会におきましては、警告を発しさせていただきました。これはもう二度と起さないということを肝に銘じていただくためにも警告という形を発いたしました。以後こういうことがあった場合においては、議会は通らないと、こういうふうに認識を願いたいと思うところであります。

以上、条例関係につきましては申し上げておかなければならない点はこういう点であったかというふうに思います。

なお、予算にかかわります議案が3件付託されたわけでございますけれども、19年度の一般会計補正予算につきましては年度末を迎えられて、国や府の補助、その他の状況、さらには事業執行上、入札の差金が出たとか、あるいは不用になったとか、経費節減をしたとか、いろいろな要素の中で減額的な形の予算が計上されておるわけでございますが、そういう点で一定、理解が得られたわけでございます。また一方で、そういう点から基金への繰り入れとか、そういう形ができてきたということで誠に望ましい状況が出ておると、こういうことでございます。ただ、そこでこれらの補助金の確定が年度末になってから、国の方で予算が余ったからということで、自治体の方に追加割り当てが受けられると。このことが受けることによって、財政的にも寄与するわけでございますけれども、そういった問題がございまして明許繰越をやらざるを得ないと、こういう形になっておるわけでございます。そのことは一定、理解をしたところでございますけれども、やはり明許繰越の問題につきまして、中身いろいろ点検をいたしますと、元の段階で十分な精査をしないままに予算計上をし、そして執行ができなくなって明許繰越になっておるような事案も中には含まれておると、こういうことでございますので、その辺については問題があるわけでございますから、十分、予算計上の時点から計画、あるいは事業の執行が年度内にきちっとできるのか見定め、そしてやられるべきであるとかいうことでございまして、その辺の点についても慎重さが欠ける面が見受けられたところでございます。この辺についても十分留意をされるよう求めたところでございます。その他については、特に補正に計上された問題はございませんでした。

さらに特別会計の関係でございまして、市営バスの運行にかかわりましては、こ

れもまた、国の補助対象が得られるということで、市バスを3台購入をいたして更新を
するところという内容のものでございます。いい補助制度になるだろうということで、ご
努力に対しては敬意を表するわけでございますが、いずれにいたしましても、年間を通
じて赤字運営というような状況で一般会計の繰り出しが必要になっておる、こういう事
態は認識をし、さらに利用客と申しますか、利用者の増大に努力を求めたところでござ
います。

さらにもう一つの南丹市の土地取得事業特別会計補正予算についてでございますが、
こういう経済状況の中で一定、計画しておりました土地が売り払い不可能になったため
の減額補正ということでございますが、やはり金利負担を続けなければならない問題で、
一刻も早くこういった売れ残りの土地の売却について、努力をされることを求めたところ
でございます。

以上、付託されました議案について、審議の中で特に申し上げておかなければなら
ないことをいったわけでございますが、さらにもう1点、ちょっと出ておりました、前後
して申し訳ございませんが、議案の8号、9号、10号、この議案でございますが、い
わゆる参与とか、特別職の給料を減額し、さらにまだ、一定期間カットをしていこうと
こういう内容でございますけども、やはり市長の思いで5%や3%をカットをする。し
かもそれに見習って以下、他の幹部職員もそういうこと、というような形になっておる
わけでございますが、この辺はちょっと根拠も曖昧であり、なぜ5%か3%か、という
ようなことも十分説明しきれぬ内容のものでもございませぬ。ただ、財政状況が悪化し
ておるといことで、その執行する側が襟を正してと申しますか、危機意識をもってや
るとい、そういう考えであろうと思っておりますけど、そういうものを提案される場合には、
いろんなものに波及する問題があるだけに、十分慎重な上で、また、その辺のパーセン
トについても根拠が示せるような形で出されるのが望ましいんではないか、こういう意
見があったところでございますので、その点も申し上げておきます。

ほかの条例、関係議案、省略をいたしましたですけども、これらは特に問題が起こっ
てはおらなかったということ、また質疑そのものも深めましたですけども、何ら問題な
いということで可決になっております。

以上、雑ばくな報告になったかと思っておりますけども、総務常任委員会の審査の結果の報
告とさせていただきます。

○議長（高橋 芳治君） 続いて、中川産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（中川 幸朗君） ただいま議題となりました、産業建設常任委員
会に付託をされました8議案についての、審査の経過と結果を報告いたします。

本件につきましては、平成19年3月12日に委員会を開催し、議案第6号、議案第
22号については現地調査を実施するとともに、それぞれの議案を慎重に審査をいたし
ました。

議案第6号、南丹市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案

第20号、南丹市都市公園条例の一部改正については、表決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

議案第6号については、少数意見として健康憩の園の命名について、当用漢字以外で読まずのは公の施設には不適切ではないか、広く住民に集まってもらえる、ふれあいの場所として分かりやすい親しみの持てる呼び方を、また表示を今後は十分心がけてほしいとの意見があったことを申し添えておきます。

また、議案第20号、園部内林町3号公園等につきましては、完成後の日常管理について、民間に任せるものと、一定の区分・基準を明確にする必要があるとの意見があったことを申し添えておきます。

議案第21号、字の区域及び名称の変更について、議案第22号、南丹市道路線の認定について、議案第43号、平成18年度南丹市一般会計補正予算（第5号）、議案第48号、平成18年度南丹市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）、議案第49号、平成18年度南丹市下水道事業特別会計補正予算（第4号）、議案第51号、平成18年度南丹市上水道事業会計補正予算（第3号）の6件については大きく異論はなく、表決をいたしましたところ、6件の議案に全員が賛成で可決すべきものと決しました。

なお、議案第43号につきましては八木町農業公社の補助金について、当初の4,000万余り、また今回2,600万の追加補正が必要とのことであるが、補助金の投入については、この施設等につきましても今後いろいろな経費の節減等精査をし、経営改善に努力をいただきたいとの意見があったことを、特に申し添えておきます。

以上をもちまして、産業建設常任委員会に付託をされました議案の審査の経過と結果の報告といたします。

○議長（高橋 芳治君） 続いて、松尾厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（松尾 武治君） それでは厚生常任委員会に付託をされました議案につきまして、3月15日に委員会を開催し、慎重に審査をいたしましたので、ご報告いたします。

議案第23号、南丹市の特定の事務の郵便局における取り扱いに関する規約の制定については、議会運営委員会の中で郵便局の窓口業務委託を審査するまでに、地方公共団体の委託業務について、行政全般の民間委託として考えなければならないので、総務常任委員会の所管事務調査の中で審査をすることになり、総務常任委員会の審査結果を踏まえ、厚生常任委員会で審査をすることになりました。少し長くなりますが主な質疑、答弁を交えて報告をいたします。

郵便局の窓口業務の委託は郵便局での諸証明発行について、合併協議会で話があったことと説明されたが、協議事項ではなかったように思う。協議会では郵便局の話が当時の野中会長から支所の撤廃と関連で、郵便局の窓口業務についての話があったと聞いている。今の説明のような過疎地域の利便性の向上、地方公共団体の合理化と経費節減の説明はなかったと思う。この質問の答弁については協議事項ではない。首長・各代表の

集まりの中はそういうことも合併後は考えていかなければならないという話は、新聞に出ていたところであるというような答弁があります。なお、経費は節減ができるということもいえないと思う。住民の利便性を主体的に考えていきたいと考えている、という答弁でございました。

次に、京丹後市の例を参考に基本的には郵便局への業務委託は同意できる。地域振興会で諸証明の発行を行っているので、郵便局がまた行う必要はない。民営化され、郵便局が市との業務提携で郵便局の統廃合が遅くなる期待感を感じられる。これからの行政は、行政がすべてのサービスを提供するのではなく、住民と協働で行う観点が必要だと思う。市長がいわれる住民協働の問題をどのように議論されたのか聞きたい。昨日の総務常任委員会ではこのことにはあまりふれられてはいないけれども、美山町形式での住民サービスも含めた質問がありました。このことについての答弁は、以前からこの議論はあり、急に沸いた話ではない。合併協議会での議論の中で、合併してよかったと住民に思ってもらえる施策として当時からあった。費用対効果も考えながら、住民サービスとして取り組む思いである。美山町では振興会で、すでに発行している。よそでは郵便局でこれから行う。このことを住民の皆さまがどう思われるか、それで十分だろうという話になるのか。いやもっと新しい形がというように、いろんな論議が出てくることが改善につながるというふうな答弁がございました。申請者を確認することにより、個人情報が悪用されないか懸念がある。行政としての責任、委託先に対する責任をどうされるのか、丸投げ的なことにならないのか心配するがどのように考えているのか。の質問に対しまして、業務委託であるので当然、個人情報保護とか内容については、協定の中で十分確認をしていくことになる。実施にあたり当然、窓口職員には研修をしてもらうというような答弁がございました。

次に、諸証明の発行は原則は本人ということであるが、司法書士等、法律で当然交付を受ける権利の方があがるが、これについては郵便局での取り扱いできるのか。もう1点、本人確認をしたけれども、偽造の証明であったということが予想されると思うが、仮にそういうことになったとき、その責任は郵便局にあるのか、それとも南丹市にあるのか、これも予想しておかなければならないと思うがという質問に対しましては、今回の郵便局の取り扱いに関しては、本人のみの交付としているので委任状を持ってこられる場合もだめである、司法書士、弁護士についても発行はできないということになる。本人かどうかという話であるが、誰にでもいえることではないと思うが、偽造であった場合、当然、警察へ告訴しなければならない。

次に、郵便局と協定書を締結するといわれたが、そのなかではどのあたりまで踏み込んで盛り込まれているのか、個人情報にかかわる事故が起きた場合の対処と責任の所在をどうするのかという質問がございまして、事務の取り扱いについては、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取り扱いに関する法律により委託されるということになる。その中で郵便局の秘密保持の義務というのが第6条にあり、取扱事務について知

り得た秘密を漏らしてはならないということが明記してあり、罰則についても決められている。それに対する罰則については、第8条で違反して秘密を漏らした場合については、1年以下の懲役、または50万円以下の罰金に処すると、公的にはそういう郵便局側の法的な処理がされるということで説明がありました。本人確認を必ずすると、交付は本人のみということになっているということで説明があるが、これは法律のどこでうたわれているのか、南丹市としては最小限これだけのことは協定書に盛り込まなければならないと、郵便局からどういう話があるとも事業を進めるため、協定書には最小限これだけの項目が必要だと考えるので、議案に協定書という言葉が入っている以上、委員会に協定書案の提出を求めました。答弁では検討しますというようなことでありましたけれども、まだ内容が素案であると、郵便局とも協議をしなければならない、そのようなことがございましたけれども委員会の経過の中で、協定書の案を提出していただきました。郵便局が民営化され、事業が分かれ、銀行や保険会社になるが、生年月日などの個人情報はずごく手が出るほど貴重な情報であると、そういう業務をしていく郵便局に事務を委託することで、いわゆる内部的な漏洩、セキュリティができるのか、できないのか、心配しているという質問もございました。委員の皆さんがいろいろな心配をされていることは十分分かるけれども、最終的には公務員倫理や自分自身が仕事にどれだけ責任を持ち、遵守するかということにかかわり、罰則規定もあるという説明でございました。なお、23号にかかわる資料で法律的な根拠等も出されまして、議案第23号、南丹市の特定の事務の郵便局における取り扱いに関する規約の制定につきましては、挙手全員で可決いたしました。

次に、議案第15号、南丹市立保育所条例の一部改正について。

職員採用計画の各園の人事交流について質問がありました。答弁は、昨年の秋に募集した3名の正職員を4月1日から採用する。嘱託職員は今現在9名の採用を決定している。4月1日の異動に向けて検討中である。さらに嘱託職員は今現在も募集をしており、全部で14人前後の嘱託の採用予定をしている。議案第15号、南丹市立保育所条例の一部改正につきましては、挙手全員で可決をされました。

議案第16号、南丹市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について。

資料の差し替え等がありましたけれども、特に質疑はなく、全員挙手により可決いたしました。

次に議案第17号、南丹市国民健康保険条例の一部改正について。

この議案につきましても、特に質疑はありませんでした。挙手全員により可決いたしました。

議案第18号、南丹市国民健康保険医療費支払資金貸付基金設置条例の制定について。

これに対する質疑内容ですけれども、6条で示している、この条例に定めるもののほか基金の管理に関する必要な事項は、市長が別に定めることになっているが、どのように定めるのか、また件数は、との質問がございまして、南丹市の財務規則に基づいて運

営していくのでこのことを表現している。件数につきましては18年度で金額的に最高は54万円が最高であった。17年度、これは1月から3月になりますが4件で、18年度が25件、合計29件ですという答えでございます。この議案につきましても、挙手全員で可決いたしました。

議案第19号、南丹市美しいまちづくり条例の一部改正につきまして。

質疑内容が環境美化推進委員はどのような人を指すのか、の問いに対しまして、集落推進委員という名称や各地域で活動いただいている委員のこと、活動の内容として、金属やビニールの収集日に収集箇所立つなど指導や一斉清掃のときに、リーダー的な役割を果たしてもらえるとということで、この議案につきましても挙手全員で可決されました。

次に、議案第24号、京都府後期高齢者医療広域連合を設ける普通地方公共団体の数の減少及び、これに伴う京都府後期高齢者医療広域連合規約の変更についてですけれども、これにつきましては、特に質疑はございませんでした。この議案につきましても、挙手全員で可決しております。

次に、議案第27号、船井郡衛生管理組合理約の変更について。この議案につきましても特に質疑がなく、挙手全員で可決いたしました。

次に議案第43号、平成18年度南丹市一般会計補正予算（第5号）について。この議案につきましては障害者福祉計画策定事業の計画策定年度と減額の理由、家族介護者慰労金支給費1,296万円の減額補正、これの対象者と減額理由、生活保護費支給事業の減額理由、高齢者福祉施設管理運営費の減額などの質疑がございました。この議案につきましても、挙手全員で可決しております。

次に、議案第44号、平成18年度南丹市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）につきまして。

これの主な質疑ですけれども、国民健康保険税にはまだまだ滞納があると思うが、滞納の状況、また短期証等の発行数、滞納者の実態と収納率をアップするための行政努力などの質疑や、徴収率は交付金に影響してくるなどの指摘がありました。この議案につきましても、挙手全員で可決しております。

次に、議案第45号、平成18年度南丹市老人保健事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、特に質疑はございません。この議案につきましても、挙手全員で可決しております。

次に、議案第46号、平成18年度南丹市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、特に質疑は出ておりません。この議案につきましても、挙手全員で可決をしております。

以上で、厚生常任委員会に付託されました議案の審議結果の報告といたします。

○議長（高橋 芳治君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 芳治君) ないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

通告に基づき発言を許します。

2番、大面一三議員。

○議員(2番 大面 一三君) 議長のお許しをいただきましたので、反対討論を行ってまいります。

私が反対討論をいたしますのは、議案第6号、南丹市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正、議案第12号、南丹市幼稚園設置条例一部改正について、議案第13号、南丹市幼稚園預かり保育条例の一部改正についてでございます。

幼稚園に関わりましてでございますけれども、今回、西本梅と摩気の幼稚園の廃園という条例でございます。これは2年前、平成17年に本園に合併統合されるというような形で西本梅とそして摩気の幼稚園は休園とされておりました。当時、地域の人たちからは西本梅の地域においてでございますけれども、早期復園を願っての署名活動が取り組まれました。署名数は495の署名を添えて、当時の町当局に提出されたところでございます。ところがですね、今回、地域の合意があったというような形で、提案が今回されているわけでございますけれども、地域全体のこれは合意ではないと、私どもそう考えております。地域の方に関係者に聞きましても、何とか幼稚園を残してほしい、その思いは大きなものがございます。一定の同意ということで進められておりますけれども、これは行政側の都合によるものでございます。理由としまして、管理が大変というようなことも理由とあげられております。管理といっても保全管理でございますので、そのような莫大な費用がいるわけでもございません。また理由の一つとして、幼児数の増加が見込めないというようなことも理由とあげられております。この幼児数の増加が見込めないということが理由で廃園にされていくというふうなことになりましたら、南丹市の幼稚園はすべてこれは廃園にされると、その理由が通るということになります。こんな理由での廃園は到底認めがたいものであります。園児数の動向を見ましても極端に減少するということがなく、どの地域でも少子化の波、そして過疎化の波というのはあります。そうした平均的なところの幼児減少傾向でございますので、それをわざわざ取り上げて、廃園というのはいかかなものかということ指摘しておきたいと思っております。そして、また幼稚園の施設につきましては、その地域の中心施設でございます。幼稚園、そして小学校へと続く、その地域での中核組織であります。そこを中心として、やっぱり地域振興が今までも図られてきました。今も地域では地域の振興策が模索されているという状況でございますけれども、今回のこの幼稚園の廃園議案はこうした動きに冷や水を浴びせる、そうした性格のものでございます。廃止を急ぐべき理由は一つもございません。むしろ合併で、わずか1年で、なぜこのような住民の願わない幼

稚園の廃園というようなことになるのか、はなはだ疑問であり、抗議すらしたいところでございます。私はこれらの幼稚園廃園にかかわります条例にかかわりまして、断固反対を強く表明するものでございます。

また議案第6号におきまして、新光悦村の中にあります公園につきまして、公園の設置につきましては異存はないわけでございますけれども、その公園が命名されました。漢字が三つ並べてありますけれども、いずれにいたしましても現在の日本語の漢字で音訓という読み方がありますけれども、どのように解釈したといたしましても、言われている呼称は読めないものでございます。こんな名称をですね、公の施設に付けるのはいかがだと思っております。これをそのように読めというならばですね、これはもう権力的な感じがいたします。命名について、このような命名をされるということについては恥ずかしい限りだということを申し上げます。むしろ誰もが読めて、親しみのある、そしてまた、その施設の性格を表す、そうした命名が必要ではないかと強く思うわけがあります。

以上、これら三つの議案につきまして、反対の討論とさせていただきます、皆さん方のご賛同をよろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（高橋 芳治君） ほかに討論ございませんか。

17番、中井榮樹議員。

○議員（17番 中井 榮樹君） 私は丹政クラブに所属する中井榮樹でございます。どうかよろしく願いいたします。

私は通告はいたしておりますが、議長からただいまお許しを賜りましたので、議案第12号について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

この本件につきましては、まず最初に申し上げておきたいのでございますが、やはり進められてきた、この内容というものをしっかりと把握せずに、何でも反対すればいいというような行動は、議員として現に慎まれることが懸命であろうということを申し上げておきたいというふうに思います。

この件につきましては平成16年度に現在のこの少子化の流れの中で、特に厳しい状況にあった西本梅地区並びに摩気地区の園児の状況をかんがみて、今のままでは、これはやはり少し問題がある、しばらく統合して様子を見た方がいいのじゃないかというような形の中で、住民との話し合いの結果、当分の間ということで休園がなされました。そして、この17年度、18年度のこの2年間にわたって、様子を見ていただいてまいりましたけれども、やはりこの少子化の現象は歯止めがかからず、どうしてもこれは統廃合せざるを得ないのじゃないかなというような考えの中で数回にわたり、教育委員会と、そして地元の園児のご父兄の皆さん方との話し合いが行われてまいりました。そんななかで最終的に1月の30日にこの3号庁舎の会議室において、両方の摩気地域と西本梅地域の区長代表、そしてPTA会長、そしてご父兄の代表、それから教育後援会会長、そして行政側からは教育長、教育委員会、そしてこの幼稚園にかかわる関係の職員さん

のご出席の下に、会議がもたれました。そして、いろいろな形の中で打ち合わせをされましたけども、最終的には全員賛成という形で決定がなされました。そのなかで一つ付け加えておかなければならないことは、やはり先ほど反対討論の中にもご意見がございましたように、確かに思いとしてこの幼稚園の廃園そのものが小学校への統合につながることは、これは別問題でこれは容認できないとこういうことでありましたので、この辺につきましては行政側も十二分に考慮をされますことを付け加えておきたいというふうに思います。そして、私自身の考えといたしましても、やはり西本梅や摩気地域のような周辺部では、いわゆる昔からの先人たちが一つの校区として、その地域の結集を図ってきたという長い歴史と、そして皆さまの思いがございました。そういったなかで、やはり皆さんが非常に心配をされておる、このことは十分に検討をされた上でないと、やはり小学校の統合というものは口に出してもらっても困る。したがって当分の間は、こういった少子化が続くとしても、やはり小学校の統合問題には拙速なる統合を押し付けるような、そういうことは決してないよう、私としても強く要望させていただいておきたいというふうに思います。そして、この私が賛成をさせてもらう思いとして、最終的に幼稚園の先生や、それから教育委員会がこの2年間の状況を見て、どうしてもこれは少子化が止まらないし、そして今、本園に通っておられる、通園をされておられる、その園児たちのご父兄に意見を聞いていただきました。その結果、大半の方が最初は正直いって大変心配をしたと、しかし多くの園児たちの中で本当に元気に健やかに育っている。そして多くのその園児たちにもまれて子どもたちが随分としっかりと成長してきたと、本当にこの統合は非常に良かったというご意見が大半であり、逆にこれは困ったとか、反対とかいう意見が一人もなかったということが、これはやはりこの廃園を大きく私は決定されたものだというふうに支持をいたします。

そして、今後の問題につきまして摩気分園におかれましては、建物が非常に古くなっておるということで、再度これを利用する見込みはないと、見込めないということで建物をもうつぶされまして、更地にして、その上での利用を今後は考えていくということで決定をなされておりますし、西本梅分園につきましてはまだ建物が比較的新しく、1箇所雨漏りをしているところはございますけども、これもそこを直せば、今後、再利用ができるということで、地元の方からも2、3のすでもう引き合いがまいております。このことを踏まえて、今後は教育委員会と、そして地元との話し合いの上で進めていかれるのがベターであろうというふうに思います。

そういった背景がございますので、今回のこの件につきましては、私は賛成をさせていただきたい。どうか議員の皆さま方の深いご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げ、私の賛成討論といたします。

○議長（高橋 芳治君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 芳治君） ないようでございますので、討論を終結します。

これより順次採決いたします。

まず、議案第5号から議案第27号まで及び議案第38号から議案第51号までのうち、議案第6号、議案第12号、議案第13号及び議案第20号を除く条例の制定等、33件を一括して起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案、委員長報告のとおり決することに、賛成者の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（高橋 芳治君） 起立多数であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第6号、議案第12号、議案第13号及び議案第20号、条例の一部改正等4件を一括して起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案委員長報告のとおり決することに、賛成者の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（高橋 芳治君） 起立多数であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。

1時30分から再開したいと思いますので、よろしくお願いします。

午後0時10分休憩

.....
午後1時30分再開

○議長（高橋 芳治君） それでは休憩をとり、休憩前に引き続き会議を続行します。

日程第4 議案第52号

○議長（高橋 芳治君） 日程第4、議案第52号を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 納稔君） それでは、ただいま上程いただきました議案の説明をさせていただきます。

議案第52号、教育委員会委員の任命についてであります。南丹市発足以降、教育委員会委員また委員長として、合併後の教育行政の推進にご尽力をいただいていた勝田正巳氏が、3月30日で任期満了を迎え、退任されることとなりました。同氏の今日までのご活躍に対しまして、厚くお礼を申し上げます。

勝田正巳氏の後任として、人格が高潔で、教育及び学術・文化について豊かな見識と深い造詣をお持ちであります湯浅照夫氏を任命いたしたいので、議会の同意を求めようとするものであります。

何とぞ、ご審議をいただき、ご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋 芳治君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

なお、この間、議員懇談会を全協室で開催いたしますので、議員諸侯はお集まり願います。

午後 1 時 3 2 分休憩

.....

午後 1 時 4 4 分再開

○議長（高橋 芳治君） 休憩をとり、休憩前に引き続き会議を続行いたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 芳治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第 5 2 号については、人事に関するものでありますので、委員会付託及び討論省略の上、ただちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 芳治君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託及び討論を省略の上、ただちに採決することに決定しました。これより起立により採決いたします。

原案のとおり、同意することに賛成者の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（高橋 芳治君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

日程第 5 議第 1 号から議第 2 号まで

○議長（高橋 芳治君） 日程第 5 「議第 1 号から議第 2 号まで」を一括して、議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

谷議員。

○議員（23番 谷 義治君） 議第 1 号及び議第 2 号の議案を提出しました者として、提案理由の説明を行いたいと思います。

議第 1 号、南丹市議会会議規則の一部改正については、地方自治法の一部改正に伴い、議会の実質的な審査を行う委員会にも議案提案の権限を認めることとなったため、南丹

市議会会議規則の一部改正を提案するものでございます。

次に、議第2号、南丹市議会委員会条例の一部改正については、地方自治法の一部改正に伴い、閉会中においても議長の権限により、委員の選任を行うことができることとなったため、南丹市議会委員会条例の一部改正を提案するものでございます。

何とぞ、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋 芳治君） 提出者の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 芳治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議員、ご苦労さんでした。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 芳治君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立により採決いたします。

原案のとおり決することに、賛成者の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（高橋 芳治君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 閉会中の継続審査並びに調査申出について 人権擁護委員候補の推薦について

○議長（高橋 芳治君） 日程第6「閉会中の継続審査並びに調査申出について」を議題といたします。

会議規則第104条の規定により、お手元配付の文書のとおり、閉会中の継続審査並びに調査の申し出があります。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり取り計らうことにいたして、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 芳治君） 異議なしと認め、さよう決します。

人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（高橋 芳治君） 次に「人権擁護委員候補者の推薦について」、佐々木市長より人権擁護委員法第6条第3項の規定により、お手元に配布のとおり同委員候補者の推薦にあたり議会の意見を求められています。

本件については、異議がないとの意見を述べることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 芳治君) 異議がないようでございますので、さよう取り計らいます。

○議長(高橋 芳治君) 以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

今期、定例会に付議されました事件はすべて議了いたしました。

これにて本日の会議を閉じ、平成19年第1回南丹市議会3月定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後1時48分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

南丹市議会議長 高橋 芳 治

南丹市議会議員 橋 本 尊 文

南丹市議会議員 井 尻 治